

函館市監査公表第35号

函館市長から、包括外部監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があつたので、当該通知（写）を地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第6項の規定により、別紙のとおり公表する。

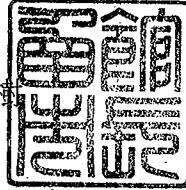
平成30年9月3日

函館市監査委員	山田潤一
函館市監査委員	植松直
函館市監査委員	斎藤明男
函館市監査委員	松宮健治

函 総 行  
平成 30 年 8 月 22 日

函館市監査委員 様

函館市長 工藤 壽樹



平成 29 年度包括外部監査の結果に基づく措置の通知について

平成 30 年 3 月 29 日に報告を受けた包括外部監査の結果に基づき、  
または当該監査の結果を参考として講じた措置について、地方自治法第  
252 条の 38 第 6 項の規定により、別紙のとおり通知いたします。

## 別紙

平成29年度包括外部監査の結果に基づく措置  
(特定の事件名 函館市の空き地・空き家対策事業について)

## 3 提言

監査対象部局等	提言の概要	報告書ページ	措置の内容
総務部 行政改革課	<p>【官民共同の出資による事業形態における経営組織の検討について】</p> <p>官民共同の出資による事業形態は、相互で責任を押し付け合う無責任体制にありがちであり、経営組織の検討を適宜行うべきではないだろうか。市においても複数の第三セクターを抱えており、今後の経営については注意が必要である。</p>	88	<p>第三セクターにつきましては、市民サービスの向上や産業の振興などの地域振興施策を進める際に、民間の人材や経営ノウハウ等を活用することで、行政が直接実施するよりも、効率的・効果的であると考えられる場合に、その活用が図られるものと考えております。基本的にその経営は自助努力によって行われるとともに、運営体制についても、自らの責任で必要な人材の確保に努めるなど、自主的な経営努力のもとで、そのメリットが十分に発揮されるべきであり、市としての関与は必要最小限に留めるべきものと考えております。</p> <p>しかし、一方で第三セクターの経営が著しく悪化した場合、本市の財政運営に深刻な影響を及ぼすこと等も懸念されることから、市といつしましては、地方自治法に基づく調査などをもとに、経営状況等の把握に努め、経営状況の悪化した、またはその恐れがある場合等においては、当該団体に対し、経営健全化に向けた措置を速やかに講ずることを求めるなど、必要に応じて指導・監督を行ってまいりたいと考えております。</p>